

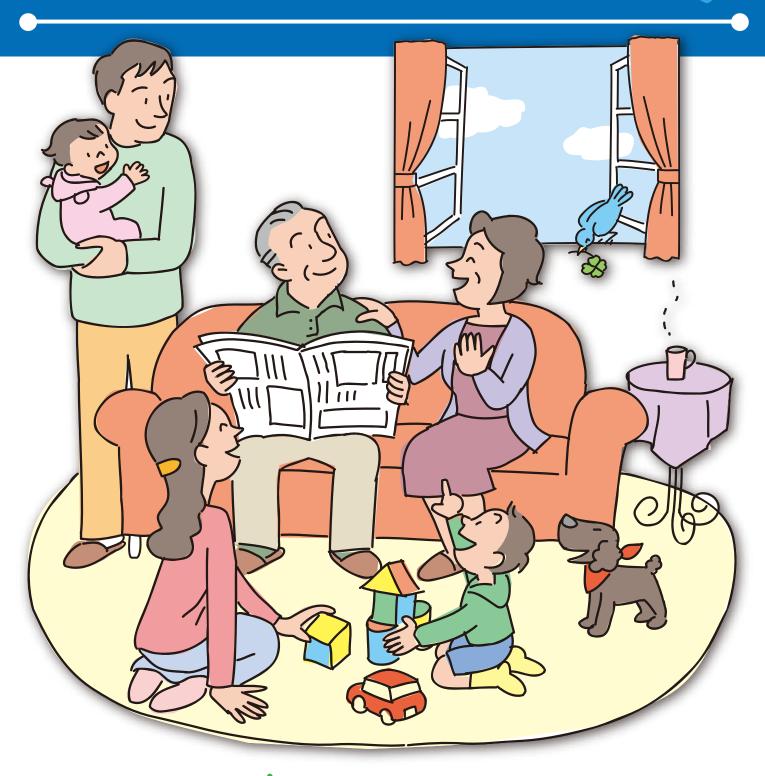
## 今だから聞きたい!



2023年 改訂版

# 生命保険便利帳





▲生命保険協会

ページ

## 発行にあたって



- みなさまが豊かな生活を送るために 「生命保険」をご活 用いただけます。本冊子は、生命保険に関し注意する点 や、ご理解いただきたい点等をまとめたものです。
- 生命保険の契約の検討にあたり 「特にご注意いただきた いこと」「保険金の受け取りや保障内容」等についてお 気軽にご相談いただくための情報を掲載しています。
- 本冊子は、分かりやすい事例を一例として紹介していま す。実際の契約に関しては、ご家族の方や生命保険会社 等に相談しながらご検討ください。
- 本冊子は、消費者庁とも協力のうえ作成しています。



本冊子に記載の内容については、生命保険に関し一般的な ものであり、生命保険会社により異なる場合がございます。 詳しくは生命保険会社にお問い合わせください。

## もくじ

はじめに	<ul><li>●生命保険へのご加入や請求にあたって。</li></ul>	4
	● 手続きに不安がおありの方へ	6
契約編	<ul><li>人生設計に合った保障を考える</li></ul>	······ 8
CAL DATABLE	<ul><li>契約する前に確認する</li></ul>	10
	<ul><li>契約手続きの流れ</li></ul>	···· 12
	● クーリング・オフ	14
	●告知するときの注意点	16
受け取り編	<ul><li>保険金・給付金を受け取るときの流れ <sup></sup></li></ul>	···· 18
	● <b>受け取れない場合</b> に注意!	20
こんなとき	<ul><li>自分で請求できないときは?①</li></ul>	···· 22
	<ul><li>自分で請求できないときは?② ····································</li></ul>	<b> 24</b>
	●生命保険契約の存在が分からない	26
	●よくある質問	28
知る・	●生命保険の商品を知る	30
相談する	●生命保険のキホン用語を知る	38
	<ul><li>■ これは便利! 保険証券の見方</li></ul>	ページ・・ ・15
	<ul><li>生命保険と税金はどう関係するの?</li></ul>	

# はじめに生命保険へのご加入や 請求にあたって

契約の前に



ご自身の意向に沿った 契約内容か確認し、 納得いくまで説明を 受けましょう

※生命保険会社や銀行等では、適切かつ十分に契約内容を説明したうえで、その内容がお客さま のご意向に沿ったものであるかを確認しています。(適切かつ十分な説明とは、例えば、親族等 にご同席いただく、2名以上の営業職員や代理店の担当者等がご説明する、複数回のご説明 等の機会を設ける等です。)

### ご希望どおりの契約内容か

確認してから契約しましょう

ご高齢の方には、ご家族に契約内容をご理解 いただき、ご契約に関する将来のお手続きの サポートがスムーズに行えるよう、牛命保険 会社よりご家族の同席をお願いしております。

※高齢者に対して適切かつ十分な説明を実施する観点 から、保険募集を行った者以外の担当者から、保険 契約申込の受付後に電話等を行い、お客様のご意向 に沿った商品内容であることをあらためて確認してい る会社もあります。





手続きに不安がおありの方は、 6~7ページも参照ください

契約の後に



### 契約後も内容を確認しましょう

定期的に生命保険会社から ご契約内容通知が届きます。

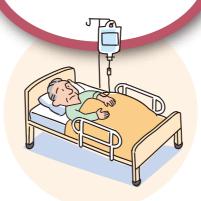
※生命保険会社によっては、ご契約内容通知をメール等の電磁的 方法にて交付する場合もあります。



### 引っ越しをしたら、必ず連絡

満期保険金や年金は、支払期日前に 生命保険会社から請求書類が届きます。 転居した場合は必ずご連絡をお願いいたします。

### 請求時に



## 保険金や給付金が 受け取れるか不明なときは、 生命保険会社へまず連絡

入院や手術をされた際には、まずご連絡をお願い いたします。入院や手術以外でも受け取れる場合 がありますので、不明な場合はご連絡ください。

### 分かりやすい書類づくりに取り組んでいます

生命保険会社では、ご契約いただく書類を分かりやすくする取り組みを進めています。

- \*保険商品の特徴や注意点等についてお渡しする資料を分かりやすくご確認いただけるよ う、簡素化・平明化に取り組んでいます。
- \*生命保険契約をご検討される際には、担当者から説明を聞いた後にあらためて提供され た資料をよくお読みください。

## はじめに おありの方へ

請求時や 手続きの際に認知症に なってしまっていたら?

以下のような制度を利用できる場合がございます。 詳細は生命保険会社までお問い合わせください。



#### 成年後見制度

認知症等で本人が判断できない場合に、 成年後見人等が財産管理を行う国の制度です。

#### 指定代理請求制度

あらかじめ代理人を指定し、被保険者本人に代わって請求できる制度です。

### 契約者代理制度

あらかじめ指定された契約者代理人によって所定の手続きができる制度です。

➡詳しくは22~25ページ参照

## 文字がうまく書けない、 この失書けなくなったら?

体が不自由になり、文字が書けなくなっても、ご家 族等による代筆で対応できる場合があります。ま た、視力が低下している場合、代読させていただく 場合もございますので、生命保険会社にご相談く ださい。



### 契約内容をずっと 覚えていられるかなぁ…

生命保険会社より定期的に(書面・訪問等により)契約内容を確認させていただきます。ご不明な点は、生命保険会社へご連絡ください。

また、家族(情報)登録制度にご家族の情報を登録すると、ご家族が契約内容を照会できるようになるとともに、契約者と



連絡が取れない場合に保険会社からご家族に連絡します。

### 生命保険会社では、

### お客さまの状況に配慮した

取り組みを進めています。



手続きに不安がある場合は、生命保険会社にご相談ください。

お客さまのご要望に応じて、ご利用いただける制度や手続きをご案内します。

➡詳しくは**裏表紙**参照

## 人生設計に合った保障を考える

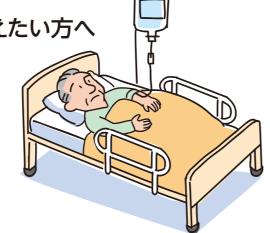
年齢や生活スタイルに応じて、必要な保障や生命保険商品は変わってきます。 自分にとってどんな保障・商品が必要なのかを考えてみましょう。

> 病気やけが、認知症、 介護が必要になった場合 に心配だなぁ…

病気やけが、認知症、介護に備えたい方へ

- ●医療(がん、特定疾病保障)保険
- ●介護保険
- ●認知症保険
- ●限定告知型(引受基準緩和型)・ 無選択型保険

➡詳しくは**30~32、36**ページ参照





万一の場合の生活資金、 相続対策資金を準備したい

生命保険は残したい方へ

残すことができます

- ●終身保険
- ●積立利率変動型保険
- ➡詳しくは**33、36**ページ参照

ゆとりある生活のために 資産のことを考えたい!

### 余裕資金を運用

したい方へ

- ●変額年金保険
- ●外貨建て保険
- ➡詳しくは**35**ページ参照



孫の成長が楽しみ♪ 教育資金を準備しよう!



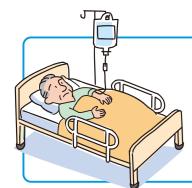
### 孫が成長するまでの 教育資金を

準備したい方へ

- ●こども保険 (学資保険)
- ➡ 詳しくは**34**ページ参照

## 契約する前に確認する

契約する前に「どんなとき」「いくら」「いつまで」保障が必要か確認し、自分の希望に合っているのか営業職員や代理店の担当者等から説明を受けましょう。



### 「どんなとき」受け取れるの?

万一の場合や病気、けが等、どんなときに 受け取れるか、希望どおりですか?



### 「いくら」受け取れるの?

保険金や給付金、年金として受け取れる金額は、 希望どおりですか?



### 「いつまで」保障されるの?

何歳まで保障?一生涯保障?等、保障される期間は、希望どおりですか?



### 「保険料の負担」は大丈夫?

保険料は、今だけでなく将来も払い込みが可能な 金額ですか? また払い込む期間も適切ですか?



※生命保険を契約するときの詳細は「生命保険の契約にあたっての手引」に掲載されています。生命保険文化センターのホームページ (https://www.jili.or.jp/) をご覧ください。



### 契約内容の説明はしつかり受けましたか?



### 契約概要(ご提案書)

契約の内容等に関する 重要事項のうち、特に ご確認いただきたい事項



### 注意喚起情報

契約するにあたっての 特に注意すべき事項



### ご契約のしおり・約款

契約者と生命保険会社との 契約内容を記載したもの



### 意向確認書

申し込みにあたってのお客さま のご意向を確認する書類

銀行

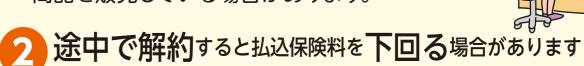
契約

# 注意

### 以下の3つは、特に注意してください

銀行等で加入しても生命保険の契約です

銀行や証券会社等は、保険代理店として生命保険商品を販売している場合があります。



払い込んだ保険料を満期時等に最低保証する商品であっても、 途中で解約した場合、解約返戻金が払い込んだ保険料の **総額よりも少なくなる**ことがあります。

解約返戻金がない、あるいは解約返戻金を低く設定することで保険料を抑えた商品もあります。

投資性の強い生命保険もあります

「変額年金保険」「外貨建て保険」等は、 運用実績等により、<mark>損失が生じる恐れ</mark>が あるので、特徴や注意点を理解しましょう。



## 契約手続きの流れ

契約手続きのときに、注意するポイントを確認してみましょう。

申込書を提出します





契約者(契約をして保険料を払う人)と被保険者(保険の対象になる人)が署名します。

※生命保険会社によっては、書類の手続きか、タブレット端末等を利用したデジタル手続きか 選択可能な場合があります。詳細は生命保険会社までお問い合わせください。

- ※インターネットで申込み、契約の手続きが完了する場合もあります。
- ※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。

2 健康状態等を「告知」します



「告知」の詳細は、 16~17ページ参照





被保険者は、過去の病気や現在の健康状態等について、事実をありのままに告げる「告知」をします。

※担当の営業職員や代理店の担当者等に口頭で伝えることは「告知」ではありません。

3 保険料を払い込みます

|不|大作でコムマ・人というの 9

保険料を払い込みます。 (申し込みが承諾された場合、

第1回目の保険料にあてられます。)

※生命保険会社の口座に振り込む方法、クレジットカードで 支払う方法、指定口座から振り替えられる方法等があります。



4 契約が成立します

生命保険会社が契約を承諾すると契約が成立します。

(なお、申し込み・告知・保険料の払い込みの3つが完了した時点から保障は開始します。)

※第1回目の保険料を支払わないでも保障が開始される会社もあります。

保険会社

契約

5

### 保険証券等(契約内容の明細)が届きます

「契約者」「被保険者」「受取人」の 氏名や、保障内容、保険金額、 保険料、払込期間等を確認しましょう。 ※申し込みをしてから保険証券が届くまで2~3週間かかります。

→ 保険証券の見本は15ページ参照



## 確認

### 契約後も内容を確認しましょう

定期的にご契約内容通知が、生命保険会社より送付されます。 通知はよく確認し、しっかり保管しておきましょう。

※生命保険会社によっては、保険証券やご契約内容通知をメール等の電磁的方法にて交付する場合もあります。詳細は生命保険会社までお問い合わせください。

※このページの流れは、契約手続きの一般的な例です。詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

12

## クーリング・オフ



### 申し込みの取り消しは「クーリング・オフ」

生命保険にも、申し込みを取り消せる「クーリング・オフ制度」が適用され ます。これは、契約についてじっくり考える機会を提供する制度です。

### 「クーリング・オフ」を使うには?

1 申し込みから8日以内に 契約者が書面で申し出ます



「クーリング・オフに関する書面を受け取った 日」か「申込日」のいずれか遅い日から、その 日を含め8日以内に書面で申し出ます。

2書面を郵送し、申し込みが撤回 されると保険料が返金されます



生命保険会社に書面を郵送しましょう。 申し出日は、郵便局の消印で判定されます。 申し込みが撤回されると、保険料が返金されます。

※クーリング・オフの取り扱いは生命保険会社によって異なります。上記は一般的な例となりますので、 詳しくはご加入の生命保険会社へご確認ください。

※クーリング・オフは書面のほか電磁的記録によることもできます。

### 取り消しができない場合があります

- ・生命保険会社が指定した医師の診査を受けた場合
- ・保険期間が1年以内の契約の場合等は、 申し込みの取り消しができないことがあります。

※詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

### これは便利!保険証券の見方

保険証券には、①証券番号、②氏 名(契約者、被保険者、受取人等)、 ③保障内容、④保険金額、⑤保険 期間、6保険料、7払込期間等が 記載されています。

### 6 保険料

払込方法 (毎月払、毎年払、一時払等)に 応じた保険料の金額

### 7 払込期間

### 証券番号

契約を識別するための番号(お問い 合わせ等の際、担当者にお伝えください)

### 2 氏名

- ●契約者…契約をして保険料を払う人
- ●被保険者…保障の対象になる人
- ●受取人…保険金等を受け取る人

### 3 保障内容

契約した生命保険の種類

### 4 保険金額

保険金等の受け取り事由が発生した 場合に受け取れる金額

### 5 保険期間

保障される期間

# 保険料を支払う期間 証券番号 第 0123456789 号 〇〇終身保険 保険 太郎 保険 花子 死亡保険金受取人

#### [保険証券の例]

## 定期的にご契約内容通知が届きます

契約後、定期的にご契約内容通知が生命保険会社 から届きます。加入した生命保険の内容をよく確認 しましょう。

※生命保険会社によっては、ご契約内容通知をメール等の電磁的方法にて交付する 場合もあります。詳細は生命保険会社までお問い合わせください(裏表紙)。

14

15

契約

## 告知するときの注意点

### 「告知」とは?

現在の健康状態や過去の病気等について、正確に知らせること です。注意点をしっかり確認し、正しく告知をしましょう。

### 何を「告知」するの?

例えば・・・・

- ・現在の職業・現在の健康状態・身体の障害
- ・過去の病気・過去に行った手術等

### どのように [告知] するの?

営業職員や代理店の担当者等に口頭で話しただけでは、告知し たことになりません。必ず告知書や生命保険会社が指定する 医師を通じて告知してください。



営業職員、代理店に口頭で伝える



告知書に記入する/生命保険会社が指定する医師に伝える

※生命保険会社によっては、書類の手続きか、タブレット端末等を利用したデジタル手続きか 選択可能な場合があります。詳細は生命保険会社までお問い合わせください。



### こんなときも必ず「告知」してください



### 病名が分からない…

正確な病名が分からなくても (高血圧等)「病気の部位 | 「病院名」「薬の名前」等を お答えください。



### 通院だけでも必要?

入院や手術を受けていなく ても、また、経過観察の通院 だけでも告知が必要です。



### 検査入院・日帰り手術

検査のための入院や、日帰り 手術、内視鏡・レーザー・ 超音波による手術等も告知が 必要です。

### 正しく告知しないと保険金等を受け取れないことがあります

健康状態や過去の病歴等について、事実と異なる告知をする と「告知義務違反」になります。この場合、契約が解除となり、 保険金や給付金を受け取れないことがあります。

### 「告知義務違反」の例

### 正しく告知しないと…



### 保険金を受け取れません





例えば、契約時に「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で 正しく告知しなかった場合、契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因 とする「肝がん」で死亡した場合でも、保険金を受け取れません。

### 病歴があっても契約できることがあります

払い込む保険料が通常より高い「保険料の割増」や、一定期間 の受取額が通常より少なくなる「保険金の削減」を条件に契約 できる場合もあります。また、告知が不要な商品もあります。

**17** 



詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

16

契約

## 受け取り編

## 保険金・給付金を受け取るときの流れ

病気やけがをしてしまったとき、保険金や給付金を安心して受け取るため、 「だれが」「どんな書類を」「どこに提出するのか」を事前に確認しましょう。

### 給付金の請求事例

1 病気で入院してしまった!

入院以外にも「手術」「通院」 「骨折等のけが」「特定の病気の診断」 等があります。

※契約内容によって保障内容は異なります。
「手術」等の治療を受けられても給付金を受け取れないことがあります。



2 生命保険会社へ連絡します

まずは、給付金を受け取る人ご自身が、生命保険会社へ連絡します。手元に保険証券等(契約内容の明細)があるとよいでしょう。



※入院中や通院中であっても、ご請求いただくことは可能です。

3 生命保険会社から書類が届きます

連絡後、生命保険会社から 「請求書」「会社所定の診断書用紙」 等が届きます。



4 必要な書類を準備します
「請求書」は、給付金を受け取る人
ご自身が記入します。
「会社所定の診断書用紙」を
病院窓口にご提出いただき、
医師による証明を取りつけて

書類を提出し、給付金を受け取ります

書類を生命保険会社に提出すると、約1週間で受け取れます。

※保険金・給付金の支払いについて、病院に対して 事実確認が行われたり、書類に不備がある場合は、 そのぶん遅れることがあります。



## 確認

### 受け取りに必要な提出書類について

請求書

ください。

「請求書」は給付金を 受け取る人ご自身が 記入します。



病院の窓口にお申し出いただきます (一般的に有料となります)。 領収証(写)等により省略できる場合 もあります。



必要な場合には、各自治体の窓口にお申し出いただきます。 自治体によっては、「郵送」「自動交付機」「電話予約による夜間・休日受取」 「委任状による代理請求」等を取り扱っている地域もあります。

※なお、請求内容によっては書類を介さずに手続が行える場合もあります。 詳細は生命保険会社までお問い合わせください。

※18~19 ページの流れは、病気やけがによる給付金を請求する一例です。死亡保険金の請求は、一部 手続きが異なります。また、満期保険金や個人年金等の請求は、通常、お支払い期日前に生命保険会 社から手続きに関する案内があります。

18

## 受け取り編)受け取れない場合に注意!

保険金や給付金は、受け取れない場合があります。 「ご契約のしおり・約款」、ホームページ等を事前に確認しましょう。

### 契約前の病気やけがが原因



契約前にかかった病気やけがが原因で、 入院したり手術を受けても 給付金を受け取れません。

※ただし、病院への受診歴等がなく、発病した認識や自覚が なかったときは、受け取れる場合もあります。

※持病がある人でも給付金等を受け取れる商品もあります。

### 契約のときに正しく「告知」しなかった



契約時に告知した内容が事実と異なると、 契約または特約が解除される場合があります。

➡詳しくは**17**ページ参照

### 保険料を払わずに契約が「失効」



保険料の払い込みをせず、 契約が失効した後に入院したり、 手術を受けても給付金を受け取れません。 ※失効とは、契約の効力がなくなり、保障がなくなることです。

### 保険金を受け取るため、わざと事故



保険金等を詐取する目的で事故を 起こした場合や、詐欺により契約が 取り消された場合には受け取れません。

### 「免責事由」にあたる場合も受け取れません

「免責事由」とは、生命保険会社が約款で定める、 保険金・給付金等が支払われない事由をいいます。

### 「免責事由」の例



契約後、一定期間内 (通常1~3年) に 被保険者が自殺したとき

契約者や死亡保険金の受取人が、故意に 被保険者を死亡させたとき



被保険者の酒気帯び運転・無免許運転に よる入院・手術等

被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因 とする入院・手術等



戦争その他の変乱(外国の武力行使、 革命、武装反乱等) によるとき



※免責事由は保険の種類や生命保険会社に よって異なりますので、詳しくはご加入の 生命保険会社にお問い合わせください。

➡詳しくは**裏表紙**参照

## 自分で請求できないときは?①

特別な事情で被保険者本人が請求できないときは、 保険会社独自の制度である 指定代理請求制度(代理人が請求できる制度)を 利用できる場合があります。



給付金等を受け取るときは、自分で請求 するんだよなのでも、寝たきりになったら どうしたらいいんだろう???

### 例えば

### 寝たきりで

「医療保険 | 「介護保険 | が



事故や病気で 寝たきりになり、 自分の意思を伝えることが できなくなったら?

### 例えば

### がんの告知がされず

「がん保険」が請求できない…



家族だけに がんの告知をされた場合、 本人に代わって 給付金等の 請求はできる?



自分で請求できない場合でも、 「指定代理請求制度」を利用する ことができます

### 「指定代理請求制度」とは?

指定された代理人が被保険者本人に 代わって請求をする保険会社独自の 制度です。契約のときや契約した後に 契約者が代理人を指定します。





- ※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
- ※利用できる範囲は保険会社によって異なります。 保険会社によっては利用できない場合もあります。

### だれが代理人になれますか?

生命保険会社によって異なりますが、 被保険者の配偶者や、直系血族、 同居している親族(3親等内)等が 代理人になることができます。









## 指定代理請求制度を利用するには 「特約」を付ける必要があります

指定代理請求制度の利用は、契約に「特約」を付けることが 一般的です。(通常、保険料は不要です。)



※指定代理請求制度が利用できない商品もございますので、詳しくはご加入の 生命保険会社にお問い合わせください (裏表紙)。

## 成年後見制度には2種類あります

(2023年2月時点)

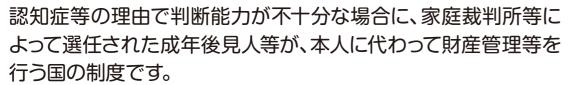
認知症になってしまったら 1. 法定後見制度

指定代理請求制度を利用できない場合でも、国の制度である成年後見制度を利用できる場合があります。

自分で請求できないときは?②

### 「法定後見制度」を利用するには?

### 「成年後見制度」とは?



生命保険の各種請求においても、本来請求する権利がある人 (契約者・被保険者・受取人)に代わって成年後見人等が行うこと ができます。

※ただし、選任までには相応の時間・費用がかかる場合があります。



ご家族の方等が、本人が住んでいる地域を管轄する 家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てます。

※「申立書」「申立人の戸籍謄本」「本人の戸籍謄本」「診断書」 「成年後見人候補者の身分証明書」等が必要。



約4カ月で<u>成年後見人</u>等が選任され、本人の 生活・医療・介護・福祉等、身の回りの事を保 護・支援します。



## 成年後見人等は、どんな人が選ばれる?

契約者本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。

### 認知症になる前に

## ▶ 2.任意後見制度

### 身寄りがない場合どうなるの?

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護を図るため、市区町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられています。市区町村に相談しましょう。



## 「任意後見制度」を利用するには?



将来に備えて、あらかじめ信頼できる方に、任意後見人になってもらうよう依頼します。



公証役場で公正証書を記載し、任意 後見契約を結びます。

親や家族の死亡または認知判断能力の低下で、 生命保険契約の存在が分からないときは、

生命保険契約照会制度を利用できます。

### 「生命保険契約照会制度」とは?

契約者・被保険者が死亡している場合や認知判断能力が低下して いる場合、生命保険協会が一括して契約の有無を各社に調査依 頼し、照会結果を照会者に回答する制度です。

※調査結果は生命保険契約の有無のみであり、生命保険契約の種類の調査や保険金 等の請求の代行は行いませんのでご注意ください。



照会者

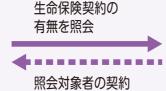
オンラインまたは郵送で 照会を申し出る

結果を取りまとめて

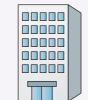
照会者へ回答



生命保険協会



有無を回答



生命保険各社(全42社)

### ■利用できる方

契約者・被保険者が 死亡している場合

契約者・被保険者の 認知判断能力が低下 している場合

- ●法定相続人
- ●法定相続人の法定代理人または任意代理人等
- ●法定代理人または任意後見制度に基づく任意代 理人
- ●3親等以内の親族およびその任意代理人等

### ■利用料

照会1件あたり3.000円(税込)

### ■申し込み方法

専用Webページから申し込み後、Webまたは郵送にて手続き できます。利用時の必要書類等、制度の詳細は下記生命保険 協会HPをご確認ください。



https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/

#### 税負担の軽減(生命保険料控除)

生命保険に加入された場合、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象と なる所得から控除され、税負担が軽減されます。

控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控 除」の3種類があり、契約時期によって受けられる控除や計算方法が異なります。

#### ●生命保険料控除の手続き

- \*生命保険料控除を受けるには、申告が必要です。
- \*牛命保険会社が発行する「牛命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

#### 保険金・給付金と税金の関係

受け取った保険金・給付金の種類や、契約者、被保険者、保険金受取人の関 係によって、税金の種類が変わりますのでご注意ください。

保険金・給付金の 種類	名義形態	税金の種類
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	相続税
	契約者と受取人が同一人	所得税 (一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・受取人が それぞれ別人	贈与税
満期保険金	契約者と受取人が同一人	所得税 (一時所得)・住民税
	契約者と受取人が別人	贈与税
年金	契約者と年金受取人が同一人	毎年受取時:雑所得
	契約者と年金受取人が異なる 場合	年金移行時:贈与税 毎年受取時:雑所得
解約返戻金・生存給付金・祝金		所得税

#### 非課税となる保険金・給付金

次の保険金・給付金等は、被保険者が受け取る場合、全額非課税になり ます。

- · 高度障害保険金 · 介護保険金 • 入院、手術給付金
- ・障害給付金 • 先進医療給付金

等

こんなとき

答え

問い

死別したとき等、必要に応じて 受取人を変更できます。 ただし、給付金等の受け取り事由が 発生した後は変更できません。

※被保険者の同意が必要です



問い

## 住所が変わったら?

みなさまから寄せられる、よくある質問です。

または生命保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

詳しくは、営業職員や代理店の担当者等、

答え

住所が変わったときには、 忘れずに申し出ましょう。 申し出をしないと、生命保険会社からの 重要な通知が届かないことになります。

問い

## 改姓したら?





答え

改姓したときには、忘れずに申し出ましょう。 申し出をしないと、各種手続きのときに スムーズに進まない場合があります。



「生命保険契約の保障内容を忘れてしまった」 「生命保険契約の解約をしたい」「生命保険契約 の内容を変えたい」等の場合も生命保険会社に お問い合わせください(裏表紙)。

※家族の「死亡」 または 「認知判断能力の低下」 により、生命保険契約の 存在が分からないときは、「生命保険契約照会制度」が利用できます (P26参照)。また、あらかじめ登録されたご家族が契約内容を照会で きる、「家族(情報)登録制度」もあります(P7参照)。

問い

## 契約者を変えたい



答え

子どもが独立したとき等、

必要に応じて契約者を変更できます。

※被保険者および生命保険会社の 同意が必要です



上記のような事例が発生した場合は、生命保険会社にお問い合わせください。 ※お問い合わせ先は、ご加入の生命保険会社から定期的に届くご契約内容通知等の書類に記載されています。

## 振り込め詐欺にご注意!

- \*「絶対にもうかります!」「困っているので助けてほしい!」は要注意です。
- \* 「○○社の株は、今買えば必ずもうかります」「他人にお金を借りて使い込んだ のでお金を振り込んでほしい」という電話も詐欺の手口です。
- \*子どもや孫、夫等になりすまして電話をかけ、現金をだまし取る手口の詐欺が 増えています。

親子間、夫婦間で合言葉を決める等、具体的な防犯対策をしましょう!

29

## 生命保険の商品を知る

※30~36ページに記載の特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

### 病気やけがに備えたい「医療(がん、特定疾病保障)保険」

「医療(がん、特定疾病保障)保険」は、病気・けがで入院や 手術をしたときに給付金を受け取れます。

特徴

病気やけがで入院したり、所定の手術を 受けたときに、給付金を受け取れます。

特徴2

がんによる治療・入院や手術を保障する「がん保険」や、 特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中等)で 所定の状態になったときに給付金を受け取れる 「特定疾病保障保険」等もあります。

## 注意

### 死亡保険金は一般的に少額です

死亡したときに死亡保険金を受け取れる商品もありますが、一般的に金額は少額です。また、死亡保険金がない 商品もあります。

### 保障の対象外になることがあります

がんの種類や進行度によっては「がん保険」や「特定疾病保障保険」の保障の対象外になることがあります。

### 解約返戻金が低く設定されている商品があります

解約返戻金が低く設定されている商品があります。 また、解約返戻金がない商品もあります。

### 介護が必要なときに備えたい「介護保険」

「介護保険」は、介護が必要になったとき、一時金や年金を受け取れます。

特徴 1

所定の要介護状態になり、その状態が一定期間 継続したとき等に、給付金を受け取れます。

持徴2

給付金を一括で受け取れる一時金タイプと、毎年 受け取れる年金タイプがあります。



### 死亡保険金は一般的に少額です

死亡したときに死亡保険金を受け取れる商品もありますが、一般的に金額は少額です。また、死亡保険金がない 商品もあります。

### 公的介護保険制度の要介護認定と判定基準が異なることがあります

要介護状態の判定基準は生命保険会社や商品によって異なります。

### 解約返戻金が低く設定されている商品があります

解約返戻金が低く設定されている商品があります。また、解約返戻金がない商品もあります。

## 生命保険の商品を知る

### 認知症に備えたい「認知症保険」

認知症と診断された場合に、一時金や年金を受け取れます。

特徴

認知症と診断されたとき、または認知症と診断され、 かつ、一定の要介護状態に該当した場合に給付金を 受け取れます。

特徴2

保険期間は、一生涯備える「終身型」と一定期間に 備える「有期型」があります。

特徴3

軽度認知障害 (MCI) を保障する商品もあります。



### 認知症の判断は、保険会社や商品によって違います

認知症の判定基準、支払基準は生命保険会社や商品によって異なります。

### 一定期間は給付金が支払われない場合があります

加入後、一定期間は給付金が支払われない、または減額される場合があります。

### 解約返戻金が低く設定されている商品があります

解約返戻金が低く設定されている商品があります。 また、解約返戻金がない商品もあります。

### 万一のときに備えたい「終身保険」

「終身保険」は、一生涯保障され何歳で死亡しても保険金を 受け取れます。

特徴

満期はありません。一生涯保障が続きます。

特徴2

保険料の払い込み方法は、契約時に一括で払い込む「一時払」や毎月払い込む「月払」等があります。

特徴3

死亡保険金は、相続税非 課税枠があるので、相続 税が軽減されます。



※「契約者(保険料ご負担者)=被保険者」で 死亡保険金受取人が法定相続人の場合に限ります



### 途中解約すると払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります

契約後、途中解約すると解約返戻金が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。

### 生命保険の商品を知る

### 孫の教育資金を準備「こども保険(学資保険)」

「こども保険(学資保険)」は、契約者に万一のことがあっても 教育費等を準備できます。

※契約者の保障がない商品もあります

特徴

子ども、孫の入学や進学に合わせて祝金や満期保険金を受け取れます。

特徴2

契約者が死亡した場合、一般的にその後の保険料の払い込みは免除されます。



### 満期保険金が払い込んだ保険料の総額を トロることがあります

受け取る祝金や満期保険金の総額が、払い込んだ保険料の総額を下回ることもあります。

### 死亡給付金は一般的に少額です

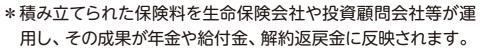
子どもや孫が死亡したとき、死亡給付金を受け取れますが、一般的に金額は少額です。

※死亡給付金は、一般的に払い込んだ保険料の相当額となります。

### 途中解約すると払い込んだ保険料の総額を トロることがあります

契約後、途中解約すると解約返戻金が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。

### 余裕資金を運用したい「変額年金保険」



\*年金の受け取り期間は「一定期間」や「一生涯」から選べます。



# 注意

### 受け取り額が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります

運用実績によっては、解約返戻金額が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。また、年金受け取り時に払い込んだ保険料を最低保証する商品としない商品があります。

### 余裕資金を運用したい「外貨建て保険」

\*保険料の払い込みや運用、保険金や年金の受け取り等が外貨で行われます。(払い込みや受け取りを円建てで行える商品もあります。)

\* 積み立てた保険料の運用に、高い利率が設定されることにより、保険料が低めに設定されることがあります。





[例]

ユーロ



### 為替相場や金利の変動に影響されます

為替相場や金利の変動により、円で受け取る保険金や年金、解約返戻金が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。

### 生命保険の商品を知る

### 病歴があっても加入できる 「限定告知型(引受基準緩和型)・無選択型保険」

- \*加入時、健康状態や病歴に関する告知項目が少ない、あるいは告知が全く不要のものがあります。
- \* 持病がある人でも給付金等を受け取れる商品もあります。
- \* 医師の診査は不要なケースが一般的です。



### 通常よりも保険料が高くなります

通常の生命保険に比べ、保険料が高く、保障の内容についても、通常のものとは異なりますのでご注意ください。

### 受取金額が減額される場合があります

加入してから、一定期間内に病気等になった場合、保険金や給付金が減額される場合があります。

### 解約返戻金が低く設定されている商品があります

解約返戻金が低く設定されている商品があります。また、解約返戻金がない商品もあります。

### 万一のときに備えたい「積立利率変動型保険」

- \*契約期間中、積み立てた保険料の運用に関する利率(予定利率)が定期的に見直されます。
- \*ある程度インフレ (物価上昇) に対応することができます。



### 金利の変動に影響されます

金利の変動により、保険金や年金、解約返戻金が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。

## 公的介護保険制度

(2023年2月時点



#### 公的介護保険制度について

- \*公的介護保険制度は40歳以上の人が全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに所定の介護サービスが受けられる市町村が運営する制度です。
- \*公的介護保険制度を利用する場合は、各市町村の窓口にお問い合わせください。
- \*要介護認定は「要支援1~2|「要介護1~5|の7段階に分けられます。

	身体の状態 (例)	受けられるサービス	
要支援1	要介護状態とは認められないが、 社会的支援を必要とする状態	*自宅で生活しながら受けるサービス *施設等を利用して受けるサービス	
要支援 2	生活の一部について部分的に 介護を必要とする状態 (★)	*介護の環境を整えるためのサービス	
要介護 1	生活の一部について部分的に 介護を必要とする状態 (★)		
要介護 2	軽度の介護を必要とする状態	*自宅で生活しながら受けるサービス *施設等を利用して受けるサービス	
要介護 3	中等度の介護を必要とする状態	*介護の環境を整えるためのサービス	
要介護 4	重度の介護を必要とする状態	*施設に入所して受けるサービス	
要介護 5	最重度の介護を必要とする状態		

(★)適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人について は要支援2と認定されます。

※なお、公的介護保険制度は国の制度であり、今後改正される可能性があります。

生命保険契約における『介護保険金』の給付判定は、生命保険会社の約款に基づいて行われるため、公的介護保険制度の要介護認定と連動していない場合があります。各保険商品のお支払い基準については、生命保険会社にお問い合わせください(裏表紙)。

36

## 生命保険の キホン用語を知る

名称	意味	ページ
うけとりにん <b>受取人</b>	保険金等を受け取る人	13 <b>、29</b> ページ
かいじょ <b>解除</b>	当事者(保険契約者や生命保険会社)が、保険契 約を将来に向かって解消すること	<b>17、20</b> ページ
かいやくへんれいきん 解約返戻金	契約を解約した場合に、契約者に戻るお金	<b>11、33</b> ページ
<sup>きゅうふきん</sup> <b>給付金</b>	災害または疾病により、入院したときや手術を 受けたとき等に受け取るお金	<b>5、18、20</b> ページ
クーリング・オフ	申し込み後、一定期間内に書面または電磁的記録 で申し出ることで、申し込みを取り消す制度	14ページ
けいやくがいよう <b>契約概要</b>	契約の内容等に関する重要な事項のうち、 特にご確認いただきたい事項を記載した書類	11ページ
けいやくしゃ <b>契約者</b>	生命保険会社と契約を結ぶ人。契約上の権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)がある	<b>7、12、29</b> ページ
こうてきかいごほけんせいど公的介護保険制度	40歳以上の方が加入し、介護をみんなで助け合う国の制度	<b>31、37</b> ページ
こく t <b>告知</b>	契約者や被保険者が、契約の申し込みの際、生命保険会社に 現在の健康状態や過去の病気等を正確に知らせること	12、16、20 ページ
こくちぎむいはん 告知義務違反	故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、 事実と違うことを告知する行為。契約解除の場合がある	17ページ
ご契約のしおり	契約に伴う大切な事項を分かりやすく記載した書類	11ページ

名称	意 味	ページ
さいていしんさかい 裁定審査会	苦情等が解決せずに、生命保険会社との間で紛争 等に発展する場合に利用できる生命保険協会内に あるADR(裁判外紛争解決手続)機関	裏表紙
しっこう <b>失効</b>	払い込み期月(保険料を払い込む期間)を過ぎ、猶予期間 内に保険料の払い込みがなく、契約の効力が失われること	20ページ
していだいりせいきゅうせいど 指定代理請求制度	特別な事情で被保険者本人が請求できないときに、 代理人が請求できる生命保険会社独自の制度	<b>6、22、23</b> ページ
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症等の理由で不動産や預貯金等の財産管理を 自分で行うことが難しい場合に、保護や支援を受 ける国の制度	<b>6、24</b> ページ
せいめいほけん 生命保険 けいやくしょうかいせいど 契約照会制度	契約者・被保険者が死亡している場合や認知判断 能力が低下している場合に、生命保険協会が契約 の有無を各社に調査、回答する制度	<b>26</b> ページ
ちゅういかんきじょうほう 注意喚起情報	契約の申し込みの際、特に注意することを記載した書類	11 ページ
ひほけんしゃ <b>被保険者</b>	保障の対象となる方	6、12、21、 22ページ
保険金	被保険者の死亡・高度障害や満期等のときに、受け取るお金	<b>5、18、20</b> ページ
はけんしょうけん <b>保険証券</b>	保険金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載 したもの。保険契約締結の際に発行	<b>13、15</b> ページ
(まけんりょう <b>保険料</b>	契約者が払い込むお金	10、13、20 ページ
めんせきじゆう <b>免責事由</b>	生命保険の契約で、例外的に保険金等が支払われない事由	21ページ
やっかん <b>約款</b>	契約者と生命保険会社との契約内容を記載した書類	<b>11、21</b> ページ
ょていりりっ <b>予定利率</b>	保険料の算出の際、将来の資産運用により生まれる利益を予定し、あらかじめ一定の割合で割り引く利率 ※保険料は予定利率の他に、予定死亡率や予定事業費率等を 用いて計算。	36ページ

### 生命保険会社 お客さま相談窓口

生命保険についてのご相談は、加入されている生命保険会社へご連絡ください。

\* 各社のお問い合わせ先は、スマートフォンから下記のQRコードを読み取るか、 「生命保険協会 会員会社一覧」で検索し、ご確認ください。



生命保険協会 会員会社一覧

検索

https://www.seiho.or.jp/member/list/

### トラブルが起きたときは?

生命保険会社との間でトラブルが生じ、交渉しても解決せず困った場合は、生命保険協会の「生命保険相談所」にご相談ください。



### 生命保険についての相談・苦情の連絡先

生命保険協会「生命保険相談所」(相談・苦情)

**QEE 03-3286-2648** 

受付 9時~17時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

文書・来訪 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 \*来訪は要予約



→全国50か所に生命保険相談所の連絡所を設置しています

https://www.seiho.or.jp/contact/about/list/



### 解決しない場合「裁定審査会」に申し立てることができます

生命保険相談所に苦情を申し出、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合は、「裁定審査会」に申し立てることができます。

\*「裁定審査会」は、生命保険相談所の中にあり、中立・公正な立場から裁定(紛争解決支援)を行います

#### 今だから聞きたい! 生命保険 便利帳

【発 行】 生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 / 代表電話: 03-3286-2624

【協 力】消費者庁

【発行日】2023年2月発行





